

I 創業・第二創業の促進

- ① 新規開業資金の利率を期間限定で大幅に引き下げ
- ② さらに女性・若者・シニア・UIターン者には(創業枠)の金利を優遇

資金名	現状	改正案	備考
新規開業資金(創業サポート枠) ※金融機関および経営革新等支援機関のサポートが要件	1.20%	0.50%	3年限定 期間限定で最優遇金利に設定
新規開業資金(創業枠) ※創業に関して幅広く支援	1.70%	1.20%	3年限定 女性・シニア等は金利を▲0.2%

- ③ 成長サポート資金(チャレンジ応援枠)の第二創業対象者を拡大

適用範囲を拡大

資金名	要件	改正案
成長サポート資金(チャレンジ枠) ※第二創業要件	○県創業者等認定制度等の認定を受けること	○県創業者等認定制度等の認定を受けること ○金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受ける方を要件に追加

II 雇用の促進

- ④ 人材投資に取り組む中小企業を支援する資金の要件を大幅に緩和し、融資限度額を引き上げる ※雇用する労働者の人数要件を緩和

資金名	金利	融資限度額
成長サポート資金(人材投資枠)	1.2% ※優遇金利	8,000万円 → 1億円(拡充)

III 設備投資の促進

- ⑤ 生産性向上を目的とした先端設備等の導入を支援するため、資金の要件を緩和し、利用期限を撤廃

資金名	(改正前)要件	(改正後)要件
成長サポート資金(チャレンジ応援枠)	○生産性向上設備投資促進税制の対象となる施設を導入する ○生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する(平成28年度まで)	○生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する ※要件から税制対象施設を削除 ※平成28年度までの利用期限を削除

IV 円滑な事業承継の促進

- ⑥ 成長サポート資金に「事業承継支援枠」を追加
- 資金使途
 - (1) 設備資金(議決権株式の取得や事業用資産の取得等に必要な資金)
 - (2) 運転資金(贈与税の納付資金やその他事業承継に必要な資金)

資金名	金利	融資限度額
成長サポート資金(事業承継支援枠)	1.2% ※優遇金利	2億8,000万円

V 観光業の振興

- ⑦ 成長サポート資金に「観光振興対策枠」を追加
- 資金使途 外国人観光客誘客や新サービスの提供など「おもてなし充実」への取組に関する事業計画を定め、不特定多数の方が利用する施設、設備の整備・改修を行う者で、必要となる設備・運転資金

資金名	金利	融資限度額
成長サポート資金(観光振興対策枠)	1.2% ※優遇金利	設備 1億円 運転・8,000万円

VI 受け皿資金の拡充

- ⑧ セーフティネット5号保証(不況業種)について、国の指定業種が大幅に減少し、関連資金の利用も大幅に減少。依然として厳しい状況にある事業者を支援するため、経営支援資金の資金使途を拡充

資金名	(改正前)資金使途	(改正後)資金使途
経営支援資金(一般枠)(セーフティ枠)	運転資金	※設備資金(拡充) 運転資金